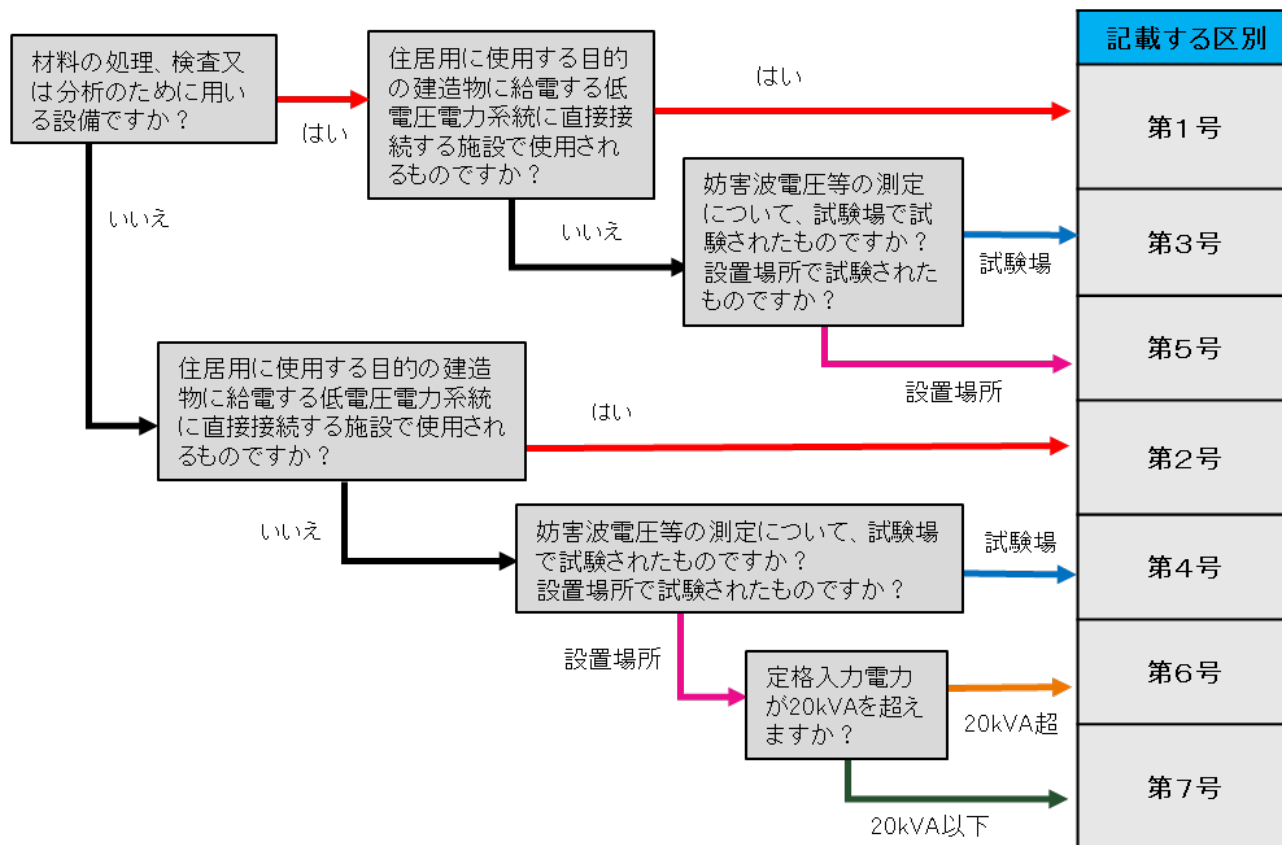


「(16) 設備規則第65条第1項における区別」について

○ 電波法設備規則第65条第1項にて、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値が定められています。

許容値は、高周波利用設備がどこでどのように用いられるのか、妨害波の測定がどんな条件で行われたかによって異なります。これらから、以下の区別を記載してください。



◎ 使用周波数や用途が下表の区別に当てはまる場合は、その区別も併せて記載してください

高周波利用設備の周波数・用途	記載する区別
以下の周波数帯を使用するもの ・ 13.56MHz (±) 6.78kHz ・ 27.12MHz (±) 162.72kHz ・ 40.68MHz (±) 20.34kHz ・ 2450MHz (±) 50MHz ・ 5.8GHz (±) 75MHz ・ 24.125GHz (±) 125MHz	告示第207号第1項
以下の周波数帯を使用するもの（第1項以外のもの） ・ 40.46MHz (±) 240kHz ・ 41.14MHz (±) 240kHz	告示第207号第5項
450kHz以下の周波数を使用するもの	告示第207号第4項
住居用に使用する目的の建築物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用される電気手術器（第1項、4項、5項以外のもの）	告示第207号第2項
住居用に使用する目的の建築物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用される電気手術器（第1項、4項、5項以外のもの）	告示第207号第3項